昭和 53 年 10 月 14 日　第 3 種郵便物認可　平成 20 年 9 月 15 日発行第 381 号　毎月 1 回 15 日発行

行政とちぎ

陸の松島　謙信平（栃木市）

2008. 9
No.381

栃木県行政書士会

2008.9　No.381

Index

ｃｏｎｔｅｎｔｓ

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
行政書士法の一部改正について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～６
特殊車両オンライン申請システムに係る認証局の変更に伴う
　環境設定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
平成２０年度建設業者講習会開催要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・７
平成２１・２２年度
　国土交通省に係る競争参加資格審査について　・・・・・・・・・・８～９
平成２１・２２年度　定期競争参加資格審査
　インターネット一元受付の実施について　・・・・・・・・・　１０～１１
受信ｂｏｘ・こんな文書が届いています　・・・・・・・・・・・・・・・１１
著作権実務研修会　ビデオ研修のお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・１２
業務開発部から研修会のお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・１３～１４
　成年後見制度≪初級－２≫特別研修会　・・・・・・・・・・・・・・・１３
　成年後見制度≪中級≫特別研修会　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
現在受付中の研修一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６～１８
支局かわら版　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
アドちゃんの談話室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

表紙写真：陸の松島　謙信平　　栃木市 経済部 商工観光課 観光企画チーム　提供

行政書士法の一部改正について

地方自治６月号より抜粋（徳間喜一著）

平成２０年１月９日、行政書士法の一部を改正する法律（平成２０年法律第３号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、１月１７日に公布された。（改正法は、平成２０年７月１日から施行することとされている。）

今回の法律改正は、①聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為の代理の法定、②欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備の２つの柱からなる。

==========

◆解説

==========

①　聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為の代理

改正法の柱の第１点目は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為のうち、「弁護士法第７２条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除くもの」について代理することを行政書士の業務として法定するものである。

（参考）　聴聞、弁明の機会の付与の手続がとられる場合（事例）

○聴聞

・建設業法

不正の手段により許可を取得したとき

→建設業許可の取消し

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物収集運搬業を営む者が、収集した廃棄物を許可された処理場に運搬せず、別の場所に置いたとき

→産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

○弁明の機会の付与

・建設業法

建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき

→営業停止

・建設基準法

建築基準法の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物

→建築物の除却処分

・食品衛生法

飲食店を営む者が、店内の衛生環境に問題がある等により、都道府県の定める営業施設の基準に合致しなくなったとき

→営業停止

上述の「弁護士法第７２条に規定する法律事件に関する法律事務」に該当しないものは、紛争性がない、すなわち法律上の権利義務について争いや疑義が具体的に顕在化していないものと解されているものである。

②　欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定

第２点目は、他の士業法の比較等を踏まえた

・都道府県知事による業務の禁止の処分を受けた場合の行政書士となる資格を有しない期間の２年から３年への延長

・都道府県知事による業務の停止の処分の期間の１年以内から２年以内への延長

・守秘義務違反の罰金の額の５０万円から１００万円への増額

等の欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備である。

これらの改正により、行政書士の規律の向上を図り、国民の一層の信頼を確保することができるものと考えられる。

（広報部）

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
１～７		平成２１・２２年度 入札参加資格申請調査	会長　堀越委員長　関副委員長　山本護理事　長岡理事	①
４日	月	県学事課との打合せ	青木副会長　前澤部長	②
６日	水	業務開発部小部会	堀越職務代理者　福田副会長　廣田部長　奥村副部長 小泉理事　藍原専門部員　枝野専門部員　藤野専門部員	③
７日	木	新入会員オリエンテーション	青木副会長　山本昭子理事	－
		基礎研修会	江藤部長　長竹副部長	－
８日	金	正副会長会	会長　青木副会長　福田副会長　前澤部長 田代サーバー管理者	④
11 日	月	編集会議	手塚部長　福澤副部長　宮澤理事	⑤
12 日	火	総務部会	会長 堀越職務代理者 青木副会長 前澤部長　毛塚副部長 秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	⑥
13 日	水	ＴＩＡ無料相談会	風間会員　奥村会員	⑦
18 日	月	建設業研修会準備	江藤部長	⑧
19 日	火	成年後見特別研修会（初級）	廣田部長　奥村副部長　小泉理事	⑨
21 日	木	法定業務研修	江藤部長　長竹副部長	－
22 日	金	遺言・相続・遺産分割		
23 日	土	正副会長会	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 前澤部長　毛塚副部長	⑩
25 日	月	県学事課との打合せ	青木副会長　前澤部長	⑪
27 日	水	制度推進部会	福田副会長　石塚部長　岩本副部長　鈴木昇理事 郷間理事	⑫
28 日	木	風俗営業研修会	江藤部長　長竹副部長　松長理事　市川専門部員	⑬
		栃木県庁訪問	会長　堀越副会長	⑭
		ＩＣＴ特別委員会	会長　堀越委員長　関副委員長　山本護理事　長岡理事	⑮

①平成２１・２２年度入札参加資格申請調査
１～７日

【内容】
平成２１・２２年度一般競争入札（指名競争）について、電子申請で行なうかどうかの調査を行った。（全市町）

②県学事課との打合せ
４日　10:30～11:30

【内容】
平成２０年度県との研修会の打合せを行った

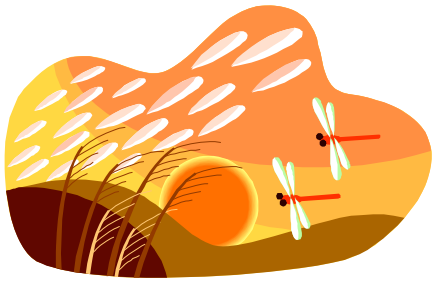

③業務開発部小部会
６日　13:30～15:30

【内容】
1. 成年後見中級研修会の研修内容及び講師選定協議
2. 成年後見に関する規約の再確認
3. 栃木県業務開発事業に関する検討状況及び方針
4. 報酬額統計調査に関するスケジュール
5. その他

【決定事項・検討事項】
1. 決定済
2. 再度の検討
3. 県庁に訪問する
4. 本年１２月中旬までに終了できるようにする

④正副会長会
８日　16:00～17:30

【内容】
1. メールサーバーについての現段階の問題点について
2. 会員への苦情について

【決定事項・検討事項】
1. 総務部で対応する
2. 文書を郵送する

⑤編集会議
１１日　13:30～16:00

【内容】
1. 行政とちぎ８月号の校正
2. カレンダーの作成について
3. その他

【決定事項・検討事項】
2. カレンダーの撮影、作成日程の確認
3. 行政とちぎファイルは作成しない

⑥総務部会
１２日　13:35～16:40

【内容】
1. 新規登録者について
2. 県との研修会について
3. 福利厚生旅行について
4. メールサーバーについて
5. 新入会員オリエンテーション
6. その他

【決定事項・検討事項】
1. 名簿回覧
2. 日時を１０月２０、２２日、１１月５、６日にて県と再度協議する
   テーマ：裁判員制度について
   　　新しい公益法人制度について
3. 土曜日不可のため、１０月３０日（木）に平日に変更、皇居・ＮＨＫなど
4. 継続協議
5. ８月７日開催の新入会員オリエンテーションの反省
6. その他
   ・申請取次行政書士委員会
   ・三士会無料相談会１０月５日（日）
   ・補助者規則
   ・クレーム対応

⑦ＴＩＡ無料相談会
１３日　10:00～12:10

【内容】
1. 入管手続・離婚　１件
2. 在留特別許可　　１件
3. その他　　２件

⑧建設業研修会準備
１８日　12:30～17:00

【内容】
1. 宇都宮支部との打ち合わせ
2. 福祉プラザの下見、説明、申込み
3. 栃木県県土整備部監理課　打ち合わせ

⑨成年後見特別研修会（初級）
１９日　13:00～16:15

【内容】
1. 主　催　業務開発部
2. テーマ　成年後見制度における行政書士の実務と問題点
3. 講　師　神奈川成年後見サポートセンター研修委員長　条　智仁先生
4. 内　容
   (1) 成年後見業務を行うにあたっての心構え
   (2) 相談と受任にあたっての注意点
   (3) 手続きにあたっての注意点

⑩正副会長会
２３日　14:00～

【内容】
1. メールサーバーについて
2. 綱紀委員会に関すること
3. その他

⑪県学事課との打ち合わせ
２５日　13:30～14:30

【内容】
　平成２０年度県との研修会の打ち合わせを行った。
・日時　１０月２０日（月）１３：３０～
・場所　コンセーレ小ホール
・内容　裁判員制度について（検察庁）
　　公益法人の改正について
　　（県文書学事課）

⑫制度推進部会
２７日　15:00～17:00

【内容】
1. 行政書士広報月間について
2. 三士会について
3. その他

【決定事項・検討事項】
1. (1) 広報月間の電話無料相談会については、業務研修部の風間専門部員、小林宇都宮支部長にお願いする。
　(2) 官公署訪問は各支部長に確認しできるだけ訪問する。
　粗品としてクリアファイル５枚を持参。
　(3) 横断幕の作成について再度確認した。
2. 三士会無料相談会について
　(1) 相談員の日当、交通費、食事代
　(2) 制度推進部員の対応　状況把握する
3. その他
　(1) 業務取扱名簿配布の報告
　(2) 郷間宇都宮市議会議員の一般質問について

⑭栃木県庁訪問
２８日　10:00～11:30

【内容】
1. 訪問先
　情報システム課訪問
　　課　　長　髙橋　茂氏、
　　課長補佐　板橋重夫氏、山本正美氏
　県土整備部監理課
　　主　　幹　石下辰博氏、田中孝一氏
　　副 主 幹　芝宮誠一氏
　　主　　任　岡　　誠氏
2. 内容
　・電子申請について
　・代理人欄について
　・代理行為の表現方法等
　・建設業入札審査の電子申請について

⑮ＩＣＴ特別委員会
２８日　14:00～15:30

【内容】
1. ２１・２２年度一般競争入札参加資格審査申請調査について結果報告
2. ＩＣＴ特別委員会主催の研修会について

【決定事項・検討事項】
1. 宇都宮市は前年どおり
　他市町は取扱なし
2. １２月１日　１３：３０～１６：００
　・会計記帳コンピューター及び建設業用決算書
　・電子登記情報サービスの利用

⑬風俗営業研修会
２８日　13:30～16:15

【内容】
1. 主　催　業務研修部
3. 講　師　松長　健理事
　　市川浩一専門部員
3. 内　容
　(1) 風俗営業について
　　・２号営業を中心とした許可申請の実務
　(2) 測量の実務
　　・関係法令について
　　・現地においての確認事項
　　・添付図面について

特殊車両オンライン申請システムに係る認証局の変更に伴う環境設定について

～日行連より～

日行連より表題の件につき、通知がありました。

本年９月に予定されている政府共用認証局統一化に伴い、国土交通省認証局も各省庁と同様に、その証明書認証事業を政府共用認証局に移行します。
それに伴い、タイプ１－Ｇを利用している会員についても環境設定が必要となります。
国土交通省特殊車両オンライン申請システム（以下「特車システム」という。）の利用に際しては、設定手続が必要となりますので、下記のとおりご連絡いたします。

記

１．平成２０年８月２５日（月）より特車システムに利用する証明書が国土交通省認証局発行のものから、政府共用認証局発行のものに変更されます。

２．平成２０年８月２５日（月）９時以降に特車システムを利用する場合には、別添（「認証局の変更に伴う設定変更のお願い」）の設定概要のとおり、証明書の設定手続が必要となります。
※設定は８月２５日（月）９時以降の特車システム再開後に行う必要があります。
※設定に関するマニュアルは、後日、下記サイトにて配付される予定です。
国土交通省特殊車両オンライン申請システムＰＲサイト：
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

以上

平成２０年度建設業者講習会開催要領

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、栃木県主催で表題の研修を開催する旨の案内がありました。

１．内容（予定）
（１）平成２１・２２年度栃木県入札参加資格審査申請及び電子申請について
（２）下請契約における代金支払の適正化等について
（３）住宅瑕疵担保履行法について
（４）その他

２．開催日時・会場
（１）平成２０年１０月　６日（月）午後２時～４時　栃木市文化会館　大ホール
（２）平成２０年１０月　８日（水）午後２時～４時　那須野が原ハーモニーホール　小ホール
（３）平成２０年１０月１０日（金）午後２時～４時　栃木県総合文化センター　メインホール

３．対象者
県内の建設業者、県内の測量・建設コンサルタント等業者、市町職員、建設業関係団体職員等その他関係者

４．その他
（１）参加を希望する者については、上記３回のうち、いずれの日に参加しても差し支えない。
（２）資料は当日配布する。

平成２１・２２年度
国土交通省に係る競争参加資格審査について　～日行連より～

日行連より表題の件につき、通知がありました。ここでは、そのうち「(資料１）平成２０・２１年度 国土交通省に係る競争参加資格審査について」を掲載いたします。他の資料は事務局または国土交通省ホームページにあります。

国土交通省ホームページ　http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo06_hh_000008.html

---

（資料１）

平成２１・２２年度 国土交通省に係る競争参加資格審査について
（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）

平成２１・２２年度を有効とする国土交通省大臣官房会計課、各運輸局、各航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）（以下「官房会計課所掌機関」といいます。）、国土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）（以下「国土交通省地方整備局等」といいます。）、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院の定期の競争参加資格審査（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）については、次の通り実施いたします。

１．受付方法及び受付期間

（１）インターネット方式（建設工事及び、測量・建設コンサルタント等業務）

①パスワード申請受付期間　平成20年11月４日（火）～平成20年11月28日（金）
②入力プログラムダウンロード期間　平成20年11月４日（火）～平成21年１月15日（木）
③申請用データ受付期間　平成20年12月１日（月）～平成21年１月15日（木）

※　上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（１２月２９日（月）～１月３日（土）の終日）及び平日の１７：００～９：００の間は、システムを運休しておりますので、注意してください。また、インターネット方式を利用する際のＵＲＬについては、詳細な機器仕様と併せて平成２０年１０月初旬に別途記者発表いたします。

※　インターネット一元受付のヘルプデスクは、上記②の期間中のみ開設します。前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・ＦＡＸ番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・ＦＡＸ番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話をかけないようお願いします。ヘルプデスクの電話番号・ＦＡＸ番号は決定次第お知らせいたします。

（２）文書郵送方式　平成20年12月１日（月）～平成21年１月15日（木）（※ 当日消印有効）

（３）文書持参方式　平成20年12月１日（月）～平成21年１月30日（金）のうち各地方整備局等が定めた期間

２．相互受付の実施について（国土交通省地方整備局等に限る。）

建設工事、測量・建設コンサルタント等における定期受付の文書持参方式については、申請者の方の負担を減らすべく、平成１５･１６年度定期受付より地方整備局の「道路・河川・官庁営繕・公園関係」（旧建設省所掌）と「港湾空港関係」（旧運輸省所掌）の受付を各地方整備局等で一元的に受け付けております。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の文書持参方式の受付場所、受付期間は、平成２０年１０月初旬に各地方整備局において発表いたします。

３．申請書等様式

建設工事の競争参加資格に係る申請書等の様式の改定を実施いたします。詳細については、申請書及び申請書作成の手引きのホームページからのダウンロードによる入手方法等を含めて平成２０年１０月初旬に別途記者発表致します。

４．建設工事の競争参加資格に必要となる経営事項審査

（１）資格審査の対象となる経営事項審査

定期受付の場合には、経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成２１・２２年度定期受付の場合には申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成１９年６月３０日以降を審査基準日とするものとなります。（平成１９年６月３０日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

さらに平成２１・２２年度の資格審査にあたっては、建設業者が（２）の再審査よる場合も含め、平成２０年４月１日付けで改正された基準（以下「改正後の基準」という。）による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となりますのでご注意下さい。

※インターネット方式による申請の場合

・総合評定値通知書の写しの提出は不要。

・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付けられません。

※郵送・持参方式による申請の場合

・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出が必要。

（２）経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査

改正前の基準で経営事項審査の総合評定値通知を受けているものは、再審査を受けることが出来ます。この場合、大臣許可業者については、通常の経営事項審査の場合と同様、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになります。

また、再審査の場合も経営状況分析については、登録経営状況分析機関からの結果通知書が必要になりますのでご留意願います。

再審査の申立期間：平成２０年４月１日（火）～平成２０年７年２９日（火）

平成２１・２２年度　定期競争参加資格審査
インターネット一元受付の実施について　～日行連より～

日行連より、下記の案内がありました。（月間日本行政１０月号にも掲載されます。）

国土交通省等の機関により行われる「定期競争参加資格審査インターネット一元受付（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」の受付期間等が国交省のＨＰで報道発表されておりますので、下記のＵＲＬをご参照くださるようお願いいたします。

国土交通省等の機関による入札参加資格認定一元受付の申請に必要な

‘パスワード取得’に行政書士用電子証明書（タイプ１－Ｇ）の使用が可能になります。

国土交通省等の機関が行う建設工事に係る平成２１・２２年度入札参加資格インターネット定期（一元）受付において、その申請に必要なログインパスワードの取得について、オンラインでの委任状の受付機能が新たに追加され、行政書士が行政書士用電子証明書を利用して顧客である建設業者のパスワードを取得できることとなりました。

なお、以下に行政書士用電子証明書を利用してのパスワード取得方法の概要をお示ししますが、従来のＦＡＸによる委任状の受付にも対応しておりますことを申し添えます。

＜概要＞

（１）申請・受付の方式

・申請者である建設業者から紙ベースでの委任状（パスワード取得に関する委任事項・代表印を押印）の交付を受け付けます。

・紙ベースの委任状をスキャナーで読み取り、ＰＤＦ化します。

・ＰＤＦ化した委任状（画像データ）に行政書士用電子証明書を使用して「電子署名」を施したデータを資格審査受付システムのパスワード発行画面から送信します。

・受付システムで委任状受信後、審査が行われ、一定の条件を満たした場合に委任業者ごとのパスワードが受任した行政書士宛に送付（交付）されます。

（２）必要なシステム環境

このパスワード交付システムを利用するためには、次のような環境が必要になります。

① 紙ベースの委任状をＰＣに取り込むためのスキャナー
② ＰＤＦ文書変換ソフト（AdobeAcrobat など）
③ 行政書士用電子証明書（タイプ１－Ｇ）
④ ＰＤＦに電子署名を施すためのプラグインソフト
　※ プラグインソフトは、法務省オンライン申請システムから無料ダウンロードが出来ます。
　※ その他、電子認証キットＰＲＯ等有償のものがあります。詳しくは、日行連ＨＰの電子定款作成代理業務のページをご覧下さい。

日行連としては、かねてより、入札参加資格インターネット定期（一元）受付システムを所管する国土交通省大臣官房地方課に対して、受付システム本体に行政書士の代理システムを組み込み、代理人行政書士に交付されるパスワードでログインをして、複数以上の業者に係る申請データを送信できるようにして欲しい旨の要望を繰り返し行ってきました。今回のシステム改善に当たっても大変遺憾ながら予算の都合上、一元受付システム本体のシステムを変更できないとのことでした。但し、次回の平成２２年度定期受付に向けたシステム改善についてはその企画段階から協議に加わることが出来るとの回答を得ましたので、今回の改善システムの運用に協力をすることと致しました。

今回の追加改善措置は、代理人行政書士が行政書士電子署名を使用して、受任した申請者固有のパスワードを取得できることになったとはいえ、従来のＦＡＸによる委任状の受付と比較すると、紙ベースの委任状を作成し、委任者の記名押印の上、ＰＤＦに変換するという新たな手間が増えることとなります。今後、本体の受付システムでの行政書士代理申請システムの実装に向けた準備段階であるととらえ、ご協力をいただきたくお願いするものです。

尚、今回のシステム改善を契機として、インターネット一元受付の利用にあたって行政書士用電子証明書を取得される会員は、お申込み後、発行されるまで約１ヶ月程度の期間を要することから、この点にご留意の上、是非取得されるよう併せてお願いいたします。

受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■社労業務取扱証明書の発行について	08/8/7	日行連
■特殊車両オンライン申請システムに係る認証局の変更に伴う環境設定について	08/8/13	日行連
■特殊車両オンライン環境設定用マニュアルについて	08/8/18	日行連
■五菱会系ヤミ金融事件に係る外国譲与財産支給手続開始決定広告の周知について	08/8/18	日行連
■東京都大田区における職務上請求に対する取扱について及び佐賀県戸籍住民基本台帳事務協議会からの要望の件について	08/8/18	日行連
■平成２１・２２年度　建設工事等の競争参加資格審査について	08/8/19	日行連
■平成２０年度　建設業者講習会開催要領	08/9/4	栃木県県土整備部
■平成２１・２２年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について	08/9/4	日行連

「著作権実務研修会」ビデオ研修

標記の件につきまして、下記のとおりビデオ研修会を開催しますので宜しくお願い致します。

○日　　時　　前編　平成２０年１０月２３日（木）１３：００～１６：４０
　　後編　平成２０年１０月２４日（金）１０：３０～１５：５０

○場　　所　　栃木県行政書士会館２階　**先着３０名まで**

○主　　催　　業務研修部

○対 象 者　　行政書士

○受 講 料　　１，０００円（@５００円×２日）
○テキスト代　　１，５００円
○昼 食 代　　８００円（希望者）

受講料、テキスト代、昼食代は（希望者）は研修会当日に集金いたしますので、なるべくおつりのないようにお持ち下さい。

○研修内容（プログラム）

平成２０年１０月２３日（木）

１時限目	１３：００～１４：５０	種苗法について
２時限目	１５：００～１６：４０	プログラム著作物等について

平成２０年１０月２４日（金）

１時限目	１０：３０～１２：００	著作権契約について
２時限目	１３：００～１５：００	音楽著作権とＪＡＳＲＡＣの業務について
３時限目	１５：１０～１５：５０	意見交換会

○申込方法　下記申込書にて事務局へＦＡＸ（０２８-６３５－１４１０）でお願いいたします。

○締め切り　平成２０年１０月２０日（月）

「著作権実務研修会」ビデオ研修（１０/２３、２４開催）参加申込書

平成２０年　　月　　日

支　部　名	氏　名	出　欠		昼　食
		２３日		
		２４日		

※　ご昼食（実費）８００円程度　ご希望の方は、○印をつけてください。

業務開発部から研修会のお知らせ

2008-2 号

業務開発部
奥村 俊雄（那須支部）

＜成年後見＞に関する（初級-2）研修会のお知らせ

現在の日本において、今後更に高齢化が進む事はあきらかです。その中で私達行政書士は、高齢化の進展に伴い必要とされる分野に対し、相応の実力を備えることで社会の要請に答えられるよう待機しつつ、其の必要性と業務能力をアピールすることで業務の拡大に寄与出来ると考え、業務開発部では新たな参入分野として、「成年後見人候補の育成」を図ってまいりました。

成年後見研修会の目指すところ

≪法定後見人として、家裁への名簿請願に応えられる人材の育成≫

1. 栃木県行政書士会会員の方々が、夫々の地域社会において、成年被後見人に対して支援を誠実に実施する事により、被後見人の家族の方々や関係者等に行政書士の存在をアピールでき、行政書士の職域の拡大に繋げることができると考えます。
2. 成年後見業務を極める事は、会員の方々が司法分野への参入を果たす事となり、司法に目覚め、新たな分野への積極的な対応・意欲・挑戦となり、業務量の拡充と共に資質の向上等が見込まれます。
3. 後見業務を完遂することにより、行政書士の存在がより認識され、結果として社会的地位の向上に繋げることができると考えます。

➢ **初級研修会のねらい**

1. 成年後見分野に実務者として参入するための「成年後見基礎知識の習得」を目的とします。
2. 初級研修回数７回を終えた後（最低受講回数５回程度を考えています。昨年までの受講回数も加算します）、後見知識の確認をさせて頂き、実務を中心とした中級研修に繋げます。

初級研修会-2（5.6.7.8 回）のご案内

○　年間スケジュール（研修会内容は、講師の都合等により変更となる場合があります。）

第１回～ 第４回	第１回：８月１９日（実施済）　第２回：　９月２日（実施済） 第３回：９月１６日（実施済）　第４回：１０月７日（予定）
第５回	平成２０年１０月２１日（火）　１３：３０～１５：３０ 成年後見制度の周辺と実際　（講師：人権福祉オンブス栃木）
第６回	平成２０年１１月　４日（火）　１３：３０～１５：３０ 行政の社会福祉及び高齢福祉に対する取り組み　（講師：栃木県保健福祉部）
第７回	平成２０年１１月１８日（火）　１３：３０～１５：３０ 後見業務を受注して＆法定後見業務と裁判所　（講師：ＮＰＯ法人フォレスト）
第８回	平成２０年１１月１８日（火）　１３：４０～１６：４０ ＜後見業務知識の確認＞　５０問　１時間

申込み票は、次々葉 P. 15 に掲載されていますのでそちらからお申し込みください。

○　場　所　：　栃木県行政書士会　２階
○　受講料　：　１回の研修会につき　受講料　５００円

＜成年後見＞中級研修会のお知らせ ＆ 業務開発部の目標

業務開発部の目指すところ

≪平成21年度初頭を目標に、“栃木県成年後見サポートセンター（仮称）”を立ち上げる≫

1. 過去長きに渡って模索しつつ取り組んで参りました法定後見業務への参入も、数年の研修会を通じてスキルアップされた会員が増える中、可能性が見えるところまで来ています。
2. この業務を行うには、家庭裁判所に名簿登載を請願し、そして栃木県行政書士会成年後見候補者のスキルを認知して頂き、その結果として名簿に登載され、成年後見候補者として指名を受けることになります。
3. それには個々の行政書士が家裁に請願するのではなく、栃木県行政書士会と繋がりのある団体を立ち上げる必要があり、会員皆々様のご援助がなければ達成できません。
4. 書士会と別団体にする意味合いは、旧来の行政書士業務の範疇には含まれない仕事まで携わる必要があるからです。従って、成年後見業務は別組織として対応するということになります。
5. その団体をどのような組織体にするのか？それには会員皆様の声をお聞きしながら、最も良い形態の組織化を目指したいと考えます。
6. この団体の任務は、以下のようになる事を予測し、詳細を詰めつつあります。
   ①能力担保に関する研修及び能力認定機関
   ②能力担保者に、「認定証」の交付
   ③賠償保険特約に加入された能力担保者を、家裁に名簿登載の請願

後見実務者を目指す方々へ、中級研修会（1. 2. 3. 4. 5. 6 回）のご案内

○　年間スケジュール（研修会内容は、講師の都合等により変更となる場合があります。）

第１回	平成２０年１２月　２日（火）　１３：３０～１５：３０ 成年後見倫理と法改正について　　講師：ＮＰＯ法人神奈川県成年後見支援センター
第２回	平成２０年１２月１６日（火）　１３：３０～１５：３０ 介護保険制度、障害者自立支援法について　（講師：同上）
第３回	平成２１年　１月２０日（火）　１３：３０～１５：３０ 身上監護のための知識　（講師：同上）
第４回	平成２１年　２月　３日（火）　１３：３０～１５：３０ 任意後見　実務と事例研究　（講師：同上）
第５回	平成２１年　２月１７日（火）　１３：３０～１５：３０ 法定後見実務と事例研究　（講師：同上）
第６回	平成２１年　３月　３日（火）　１３：３０～１５：３０ 親亡きあとの知的障害者と成年後見　（講師：同上）

受講料：５００円　　**申込み票は、次葉 P. 15 に掲載されていますのでそちらからお申し込みください。**

＜ＡＤＲ無料講習会＞お申し込みの（再）案内

ADR って、なぁに？ “裁判外紛争解決”にご興味のある方へ。再度のご案内です

未だ間に合いますので、事務局までご連絡ください。

詳細は、「行政とちぎ**7月号**」に掲載されていますので閲覧ください。

◎「ＡＤＲ無料講習会」第１回⇒９月２５日（木）

業務開発部主催　成年後見制度≪初級－２≫特別研修会
第５回・第６回・第７回　講義　参加申込書

平成２０年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊　研修会参加申込・参考テキスト購入申込：該当するものに○をつけて下さい。

締切：１０／１７　第５回初級研修会（　１０月２１日（火）　）	
締切：１０／３１　第６回初級研修会（　１１月　４日（火）　）	
締切：１１／１４　第７回初級研修会（　１１月１８日（火）　）	
参考テキストの申込（第１回～第７回いずれかの研修会参加者限定）	

業務開発部主催　成年後見制度 ≪中級≫ 特別研修会
第１回・第２回・第３回・第４回・第５回・第６回　講義　参加申込書

平成２０年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

締切：１１／２８　第１回中級研修会（　１２月　２日（火）　）	
締切：１２／１２　第２回中級研修会（　１２月１６日（火）　）	
締切：　１／１６　第３回中級研修会（　　１月２０日（火）　）	
締切：　１／３０　第４回中級研修会（　　２月　３日（火）　）	
締切：　２／１３　第５回中級研修会（　　２月１７日（火）　）	
締切：　２／２７　第６回中級研修会（　　３月　３日（火）　）	

現在受付中の研修一覧

研　修　名	開催日時	申込〆切日	申込書掲載号
成年後見制度初級特別研修会　第４回	H20.10.　7　13:30～15:30	H20.10.　3	行とち７月号
〃　第５回	H20.10.21　13:30～15:30	H20.10.17	行とち９月号
〃　第６回	H20.11.　4　13:30～15:30	H20.10.31	〃
〃　第７回	H20.11.18　13:30～15:30	H20.11.14	〃
ＡＤＲ初級講座　無料講習会　第１回	H20.　9.25　13:30～16:00	H20.　9.22	行とち７月号
〃　第２回	H20.11.27　13:30～16:00	H20.11.25	〃
〃　第３回	H21.　2.26　13:30～16:00	H21.　2.24	〃
著作権実務研修会	H20.10.23　13:30～16:40 H20.10.24　10:30～15:50	H20.10.20	行とち９月号
成年後見制度中級研修会　第１回	H20.12.　2　13:30～15:30	H20.11.28	〃
〃　第２回	H20.12.16　13:30～15:30	H20.12.12	〃
〃　第３回	H21.　1.20　13:30～15:30	H21.　1.16	〃
〃　第４回	H21.　2.　3　13:30～15:30	H21.　1.30	〃
〃　第５回	H21.　2.17　13:30～15:30	H21.　2.13	〃
〃　第６回	H21.　3.　3　13:30～15:30	H21.　2.27	〃
建設業研修会※	H20.10.　2　13:30～17:30	H20.　9.19	事務局に問合せ
相続の手続きについて※	H20.11.　5　13:30～15:30	H20.10.29	〃

※宇都宮支部主催の研修会です。他支部の方も受講可能ですので、ご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。

支 局 情 報

【宇都宮】

福田富一知事を囲む会開催

８月２１日（木）午後６時よりドイツビアレストランホフブロイハウス（宇都宮市馬場通り）にて、「福田富一知事を囲む会」を開催。小林支部長より、選挙を控える知事と会員の親睦を深めるために開催した旨説明があった。郷間康久宇都宮市議による応援のあいさつの後、福田富一知事より、厳しい時代に立ち向かう意気込みを込めたあいさつがあった。

諏訪利夫元宇都宮市議会議長の音頭で乾杯を行い、３３名の参加者がビールやソーセージなどのドイツ料理を楽しんだ。予定を大幅に超える３時間半の間、大いに知事と語り合い、選挙に向け支部として結束を固める会となった。

（副支部長　田代昌宏）

「公証制度と公正証書」研修会

８月６日（水）行政書士会館にて、宇都宮公証役場の小沢駿介先生をお招きして開催された（受講者３５名）。

一般には、なじみの少ない公証人の基本的立場についてと公正証書を作成することの意義と現状について説明。公証人の関与が法的要件とされるもののうち、今後の需要がみこまれる公正証書遺言や任意後見については、行政書士との連携が大切であるとのお話があった。研修最後は活発な質疑応答タイムとなり、有意義な研修となった。

今回の研修会は他支部からも大勢の参加をいただいた。

（支局長　齋藤順子）

資産税研修会開催

８月２２日（金）共和大学宇都宮シティキャンパス（宇都宮市大通り）において、資産税税務研究会研修会が行われた。同研究会会長である小林支部長の会長あいさつの後、講師の宇都宮税務署資産課税部門鈴木康司連絡調整官より、「小規模宅地等の相続税の特例」「平成２０年度税制改正（資産税関係）」についての講義をいただいた。

直前の会場変更にもかかわらず、１５１名が参加するなど、会員の税に対する関心の高さが伺える研修会であった。

（副支部長　田代昌宏）

宇都宮支部主催による研修会は、今後も他支部会員の参加を受け付けていく予定となっております。詳細は宇都宮支部ホームページ（次頁参照）に掲載いたします。

外国人のための無料相談に関する協定調印式

８月１９日（火）宇都宮市と栃木県行政書士会宇都宮支部の間で、外国人のための入国・在留・国籍手続きに関する相談の協定調印が、別記の内容で、宇都宮市役所３Ｆ特別会議室にて行われた。

佐藤栄一市長から、「暮らしやすい社会は行政のみでは実現できないものであり、協調しあい、日本人のみならず外国人にも住みやすい宇都宮市を目指したい」との挨拶があった。

これに応え、小林支部長より、「行政書士は入管業務のプロとして社会貢献し、行政書士の名を周知させることができれば悦ばしい」との挨拶があった。

この協定により、９月から宇都宮支部会員の行政書士２名を宇都宮市国際交流プラザ（うつのみや表参道スクエア５階）に派遣し、無料相談員として対応することになる。

プラザは昨年７月３１日のオープン以来、外国人の相談件数は４３０件を超え、その１／４は、行政書士が携わることになる在留資格・国籍・帰化・離婚・出産の相談であったという。今後ますます相談件数は増える傾向にあり、行政書士がプロの相談員として大いに期待されている。

なお、この協定調印式の模様は下野新聞（平成２０年８月２０日付）にて報じられ、広く一般市民の知るところとなっている。

（支局長　齋藤順子）

【協定書の主な内容（概要）】

・栃木県行政書士会宇都宮支部は、外国人のための入国・在留・国籍手続等に関する相談事業に対し、宇都宮市国際交流プラザ内において毎月第１月曜日及び第３月曜日１５時００分から１７時００分まで行政書士２名を派遣するものとする。（第１条）
・行政書士は、相談者に対して必要な助言等を行うものとする。（第１条第２項）
・この相談事業にかかる栃木県行政書士会宇都宮支部への報酬は無償とする。（第２条）
・この協定期間は、平成２０年９月１日から平成２１年３月３１日までとする。（第３条）

http://www.gt9.or.jp/gyosei/utsunomiya

宇都宮支部ホームページのご案内

※栃木県行政書士会ホームページ「リンク」から
いらしてください。

【塩那】

成年後見制度について支部研修会開催

塩那支部は、８月２３日喜連川かんぽセンター会議室を借りてみだしの内容で研修会を行った。

講師は、宇都宮支部の住吉和夫会員。参加者は講師を含め１９名。住吉先生のとてもわかりやすい講義に思わず引き込まれて、自分でもそれほど不安を持たないで後見人になれそうな感じがした。半分ボランティアだという気持ちで後見人制度に貢献できればいいのだそうだが、相手の欲するところに細かく気配りができることも後見人になれる条件のようだ。

後見制度はこれから重要な行政書士の業務になるとのお話でとても有意義な研修会になった。

（支局長　長谷川久夫）

【那須】

那須支部研修会開催

平成２０年８月９日午後１時３０分から、西那須野公民館で、平成２０年度那須支部第１回研修会が開催されました。

研修会は、講師を篠原雅典先生にお願いし、「土地利用に関する許認可実務（雨水排水計算等）」というテーマで、９名の会員が出席して行われました。

那須支部では、土地利用関係の研修を継続的に開催することを予定しており、今回は、土地利用関係研修の第２回となります。

土地開発のフローチャートにより、手続きに必要な期間等を確認し、那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱等をもとに具体的な雨水排水計算方法等をご説明いただきました。

依頼があった場合の、初期打合せの段階で依頼主に説明すべき点や工事業者への確認点等の重要なポイント、多くの図面を資料としての計算等を具体的にご説明いただいたため、研修会に参加した会員は、全体をイメージしながら実務上で注意すべき点を確認できたことでしょう。

土地利用に関する業務は多岐に亘りますが、今後も研修会の回数を重ねることで、各会員の業務の幅が広がっていくのではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

支局かわら版

日光　滝を巡る散策

日光支部

栃木県の約半分は森林といわれています。さらに我らの日光地方はほとんどが森林であるといっても過言ではありません。旧今市市　日光市　足尾町　藤原町　栗山村。面積は広大ですが地図を見るとほとんどが等高線の間隔の短い部分です。

それ故清流、滝も多く存在します。「華厳の滝」「竜頭の滝」「霧降の滝」など全国的に知られているものから、地元の方でも名前がわからない滝などその数はおそらく１００ぐらいあるのではないでしょうか。

有名な滝は道路も観光用に整備されていますが、そうでない滝。実はそれがまたいいですね。トレッキングをかねて散策するのです。片手に地図を持ち、森林の中を歩き、滝を見つける。人も少なく、なんといっても至近距離からその迫力を体感できるのです。天然のクーラー、そして自然が発するマイナスイオン。いまだ町では残暑が厳しいことでしょうがここでは嘘のようです。

寂光の滝

滝からこぼれる水を口にしてみてください。まずその冷たさに驚き、そして少しあせをかいた体にしみいる感覚が得られます。滝はひとつではありません。

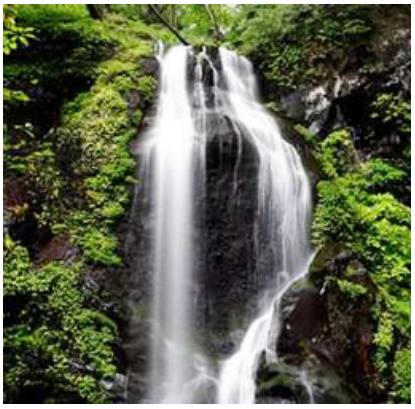
裏見の滝

谷に沿ってさらに上ると小さな滝にまた遭遇することも珍しくはありません。そうなると滝の名前などどうでもかまいませんね。その自然の中にいるというだけで爽快な気分になれるのです。帰りの時間を考慮し、記念に写真の１枚もとって戻ります。

そして次回はどこの沢を歩くか、地図を見ながら計画します。

２枚の写真を掲載しますが「寂光の滝」と「裏見の滝」です。まあ有名な滝ですが、場所はあえて記しません。地図を頼りに探して、ぜひこちらに遊びに来てください。

（支局長　杉山　茂）

おじゃましま～す！

事務所の目印：
鹿沼消防署のすぐそばです。クリーム色の建物に隣接した木造のログハウス風の事務所なのですぐ分かると思います。

氏　　名：紺野　圭也

事　務　所：栃木県鹿沼市上殿町７２５－３

入会年月日：２００５年４月１日

専業兼業の別：兼業

入会の動機：
他士業と違い、幅広くたくさんの業務を扱えるところに魅力を感じました。

得意業務：
建設業許可申請、車庫証明が主なところ。会社設立も扱っております。相続案件も多少は手がけたことがありますが、他は単発でたまに来る程度なので得意分野とは言えません。

行政書士になってよかったこと：
お給料とは異なり、ときどき思いがけない収入があるので積み重なると大きい。
何より、業務にやり甲斐を感じるところがイイです。ストレスがありません。と言うより、ストレスを感じる業務は取り扱わないことができます。精神衛生上はとても良いと思います。

苦労していること：
兼業なので、両方の仕事が重なって忙しくなるとたいへんハードです。別な仕事をしている最中に、依頼や相談の電話が来てしまうととても気を遣います。なので、あまり未経験の分野に業務を開拓することは控えています。

モットー：
出来うる限り迅速に、ミスなく業務を遂行すること。お客様はお金を払って依頼なさっているので、それに見合うだけのサービスを提供できなければ意味がないと考えています。

趣味、好きなこと：
ゲーム。特に、２０年くらい前のレトロゲームをプレイしています。最近のゲームはつまらないので…
カラオケ。特に、平井堅を歌っています。鹿沼のカラオケ大会で特別賞をもらったこともあります。その時は、森山直太郎の『さくら』でしたが…
他には、古代文明についての知識を得るのが楽しいです。どちらかというと正統派考古学ではなく、少し異端の、古代に超高度な文明が存在した、という話が好きですね。

最後に一言：
ＡＤＲなど、今後の行政書士業界の動きは気になりますが、私は兼業なのであまり新しい業務分野を開拓するヒマがありません。残念です。

（支局長　山ノ井一男）

高齢社会と行政書士

時代が求める業務

行政書士制度は社会の変化に伴い改正され、行政書士制度の重要性が社会に認められてきました。

食料の不足時代の農地法、高度成長時代の建設業法、自動車の増加による車庫法、宅地造成の都市計画法そして外国人の増加による出入国管理法など行政書士を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い行政書士はその対応を行って参りました。

高齢社会に貢献

社会は少子高齢化に向けて動いております。高齢者にとってはオレオレ詐欺、振り込め詐欺、悪質訪問販売など事件は絶えません。又独居老人の生活不安は増すばかりで色々な事件が発生しております。

これら高齢者の生活不安もありますが、老後における精神障害による生活不安は大きいものです。現代の法律知識に乏しい身寄りの無い高齢者が認知症等になった時、市町村は大変困惑し、その対応として法定成年後見人制度を利用するものです。

障害が発生するまで本人は何の法的意志を持たなかった人の悲しい結果です。

行政書士による任意後見人

他人の依頼を受け、官公署に提出する書類、その他権利義務に関する書類の作成をする行政書士は、高齢者の安全と幸せのために尽くす時代が来たと思います。

後見制度ができた現在、高齢者の生活が安全で幸せになるよう貢献すると共に、将来の不安を払拭する為に任意後見契約を勧める事が行政書士の新しい業務になってきたと考えます。

高齢者の身上監護

行政書士が任意後見制度を高齢者に勧めても依頼する人は無いと思われます。多くの高齢者は自分が精神障害になるなどとは考えていないからです。

成るか成らぬか解らぬ先の事よりも悪徳商法や振り込め詐欺そして諸官庁への複雑な手続きの方が身に迫った当面の問題だからです。

行政書士は先の事を考慮すると同時に現実の救済を考えるべきであろう。健康状態の良くない高齢者の身上監護サービスを勧め、その中の一つとして任意後見制度を採用すべきと考えます。

身上監護はボランティア

行政書士が行う高齢者の身上監護はボランティアの色が濃い。この業務は積極的に報酬を生むものではないが行政書士の役目である。行政書士は業であるから赤字になることは避けなければならないが、知恵を出して対処する必要はある。

過去において車庫証明を立ち上げた赤字時代の事を思い出す。先輩の苦労に倣い、現在の行政書士も新しい業務開拓に汗を流していただきたい。

高齢者福祉活動はボランティアによる民生委員制度があるが、これらはあくまでボランティアである事からそのサービスには限界がある。我々は業である。民生委員と手を携えて高齢者がより幸せになるために貢献しようではありませんか。

（顧問　住吉和夫）

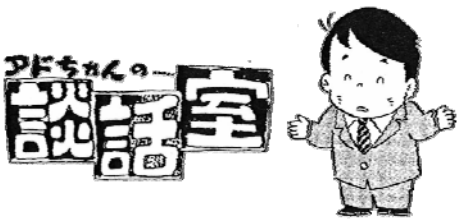

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 20 年８月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	足　利 倉持友弘	H20.8.1	326-0144	足利市葉鹿南町 9-1	0284-64-1979	
	芳　賀 綱川敏文	H20.8.1	321-4305	真岡市荒町 3-3-1	0285-84-4517	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
塩　那	西宮　功	H20.8.31	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	窪田晴哉	事務所名称 事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	窪田晴哉行政書士事務所 宇都宮市宿郷 3-16-12　青木ビル３階 028-614-3715
那　　須	廣瀬紀彦	事務所名称 事 務 所	廣瀬行政書士事務所 大田原市福原 64
宇 都 宮	神長　章	事 務 所 Ｔ Ｅ Ｌ	宇都宮市今宮 2-4-6 028-658-8815
宇 都 宮	髙尾廣行	Ｔ Ｅ Ｌ	028-601-7530

行政書士会 電話無料相談会

平成２０年１０月１日（水）
１０：００～１６：００
☎０２８－６３５－１４１１

三士会無料相談会のお知らせ

日時：平成２０年１０月５日（日）
１０：００～１５：００

場所：
＜県北＞西那須野公民館
＜県央＞福田屋ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞﾌﾟﾗｻﾞ宇都宮店
＜県南＞道の駅　思川小山評定館
ジャスコ栃木店

下野新聞への広告掲載予定
９／２８（日）

栃木放送（ラジオ）でのＰＲ
９／２９（月）～１０／３（金）
５回シリーズ　１０：４５～１０：５５

編集後記

広報部では今年のカレンダー作成を始めました。今年は小山市の無形文化財、下野しぼりを使った下野人形のカレンダーです。作家の方が快く承諾してくれました。現在県庁の１５階に飾ってあります。とても素晴しい心温まる作品です。

（手塚）

行政とちぎ９月号 No.381

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

総務省・日本行政書士会連合会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。